

会議録

会議の名称	平成 21 年度第 5 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 22 年 1 月 29 日（金曜日）19 時 00 分から 21 時 00 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田（秀）委員、石田委員、植松委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、松川委員、澤田委員 欠席委員：横山委員、玉置委員、新倉委員、廣川委員 事務局：市民部長 栗山、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、国保加入係長 昆野、国保加入係副主幹 新井、国保給付係主査 貫井
議題	1 平成 22 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 医療分保険料 試算比較表
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>清水会長： 平成 21 年度第 5 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。 また、横山委員、玉置委員、新倉委員、廣川委員については御欠席の御報告が事前にございました。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長： 本日の会議録署名委員の指名ですが、松川委員と前川委員にお願いしたいと思います。</p> <p>傍聴者確認</p> <p>清水会長： 本日は傍聴者がいらっしゃいますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。 では、どうぞお願いいたします。</p> <p>傍聴者 入室</p>	

3. 議題

(1) 平成 22 年度 国民健康保険料の見直し

清水会長：

本日の議題は前回に引き続いて、平成 22 年度国民健康保険料の見直しということで御審議していただきたいと思います。

前回の皆様の御意見を入れました資料を用意していただきましたので御説明を事務局にお願いします。

事務局：

事務局 資料確認

資料 1「医療分保険料 試算比較表」をご覧ください。前回の協議会で 5 つの試算をお示しして御審議をしていただきました。本日は、前回いただきました御意見の中から、試算 C から試算 E の折衷案として 5 つのパターンの試算表をお配りしています。

試算 C - 1 は、前回、試算 C について所得割を引き下げず現行利率に戻した場合という御意見をいただきまして、所得割を 4%に戻しました。均等割は、試算 C に比べ 500 円引き下げて 2 万 700 円としました。平等割は試算 C と同じ 1 万 2,300 円で試算を行い、影響額は 3 億 4,182 万 1,370 円です。応益割合は 45.1%でした。

試算 C - 2、試算 C - 3 の表は、試算 C と試算 D の折衷で料率を定めて、お示ししています。

試算 C - 2 は、所得割を現行料率より 0.2%上げた 4.2%と設定し、資産割はマイナス 5%の 10%。均等割は世帯人数の多い世帯を考慮して、均等割を試算 C より 1,500 円引き下げ、1 万 9,200 円と設定しています。平等割は試算 C と同額の 1 万 2,300 円。こちらの影響額は 3 億 3,706 万 1,777 円となります。応益割合は 42.8%でした。

試算 C - 3 は、所得割をさらに 0.1 ポイント引き上げ 4.3%としました。資産割 10%、均等割は 1 万 7,700 円。平等割は 1 万 3,200 円と設定しています。影響額は 3 億 2,606 万 4,446 円。応益割合は 41.4%でした。

試算 D は前回お示しした試算で、同様に前回お示ししました試算 E、この間の折衷案ということで試算 D - 1、試算 D - 2 を作成しました。

試算 D - 1 は、所得割を試算 D と同様に 0.4 ポイント上げ 4.4%。資産割は 10%。均等割を試算 D に比べて 1,800 円、現行からは 3,800 円引き上げて 1 万 8,500 円。平等割を逆に試算 D の引き上げ額 4,500 円から 2,000 円下げて 2,500 円の引き上げということで 1 万 1,800 円としました。影響額は 3 億 5,425 万 9,392 円。応益割合は 40.9%です。

試算 D - 2 は、所得割 4.5%で、試算 D 案に比べ 0.1 ポイントのプラスです。逆に試算 E よりも 0.1 ポイントの引き下げです。資産割は 10%。均等割は 1 万 7,200 円で、

現行 1 万 4,700 円に比べて 2,500 円の引き上げ。平等割も同様に、現行より 2,500 円引き上げるといふことで、均等割、平等割について同額の引き上げ額を設定しました。平等割は 1 万 1,800 円です。影響額は 3 億 2,686 万 704 円です。応益割合は 39.2%です。

それでは、個々の表について説明をさせていただきます。

「世帯分布状況」、本日はこれを新たに資料として作成しています。現在加入されている方の所得及び世帯数を所得階層、1人世帯から8人世帯の世帯人数に区分し、落とし込んだ表です。全世帯数を 3 万 2,933 件と推計しています。そのうち、資産のある世帯が 1 万 1,950 世帯、全体の世帯割合から見ると 36.3%となります。資産のない世帯が 2 万 983 世帯、63.7%です。この世帯推計 3 万 2,933 世帯のうち、7割軽減の対象世帯数となるのが 1 万 2,003 世帯です。全体世帯数に対する割合は 36.4%。5割軽減対象世帯数は 743 世帯、2.3%です。2割軽減対象世帯数が 2,629 世帯、8%です。トータルした軽減対象世帯数は 1 万 5,375 世帯、全体世帯数の割合は 46.7%です。

世帯の状況を見ると、33 万円以下の所得階層に該当する世帯が 1 万 2,000 世帯で、36.4%、かなりの割合が所得 33 万円以下の世帯という状況です。

また、この分布を見ると、7人、8人世帯は数件の該当世帯しかない状況です。主体的には 1人世帯～4人世帯ぐらゐまでが大方という世帯状況です。

保険料の試算表の説明ですが、前回お配りした試算 C、試算 D、試算 E についての説明は省略させていただき、試算 C - 1 から始めさせていただきます。

試算 C - 1 は、所得割を現行料率である 4%とした場合ということ推計を行いました。均等割は 2 万 700 円で、6,000 円の引き上げ。平等割は 1 万 2,300 円で、3,000 円の引き上げで作成しています。前回はポイントで示しました所得 68 万 1,000 円の 1人世帯で言う、軽減が切れるラインです。軽減が切れる所得 68 万 1,000 円の 1人世帯、資産なしの方については 9,000 円の引き上げということ、改定率としては 18.9%です。同様に、1人世帯の資産なし所得 300 万円世帯というケースです。こちらについては所得割を据え置いていますので所得が上がることによる所得割額の増はありません。したがって、1人世帯ですので、9,000 円が増額となります。改定率は 5.4%ということです。

表全体では、7割軽減対象となる 33 万円の所得の世帯については、世帯人数にかかわりなく、マイナス改定という状況です。そのほか、マイナスの改定に該当する世帯としては、1人世帯で 2割軽減を受ける資産ありの方。2人世帯も同様に、資産ありの 2割軽減が切れる 103 万円の所得の世帯という状況です。3人世帯については、5割軽減のライン辺り、資産割の設定金額によりますが、資産ありの方が幾らか負担していただくという状況の試算となっており、2割軽減に該当する資産ありの世帯がマイナス改定という推計となっています。

同様に、4人世帯におきましても、2割軽減が該当される世帯で資産ありの世帯がマイナス改定という状況です。

2割軽減対象世帯は、従来、軽減適用がなく、新たに 2割の軽減を受けられることとなるため、マイナスが出ている状況です。

次に試算 C - 2 です。所得割を 0.2 ポイント引き上げ、4.2%に設定しています。均等割は 4,500 円引き上げ 1 万 9,200 円。平等割は 3,000 円引き上げ 1 万 2,300 円。所得 68 万 1,000 円の 1 人世帯、資産なしの例で見ますと、8,200 円の引き上げとなり、17.3%の改定率です。所得 300 万円の 1 人世帯、資産なしの例では 1 万 2,800 円の引き上げ、改定率は 7.6%となります。

マイナス改定該当部分ですが、軽減を受けられる、資産のある世帯についてはマイナス改定の該当になります。ただ、6 人、7 人、8 人世帯においては、5 割軽減の中で 6 人世帯の資産ありで、所得で申し上げますと 131 万円の世帯からは負担が生じるという状況です。資産のない世帯については、全世帯負担が生じるという状況でした。

試算 C - 3 です。こちらは、所得割を 0.3 ポイント引き上げ 4.3%。均等割を 3,000 円引き上げ 1 万 7,700 円。平等割を 3,900 円引き上げ 1 万 3,200 円と設定しています。所得 68 万 1,000 円で 1 人世帯、資産なしの例では 7,900 円の増額となり、16.6%の改定率です。同様に所得 300 万円の 1 人世帯、資産なしの例では 1 万 4,900 円の増額、改定率 8.9%でした。

全体では、5 割軽減の適用世帯の中で 1 人世帯で資産なしの世帯で所得 50 万円を超える世帯は負担が生じる状況です。資産なしの 2 人世帯では、5 割軽減世帯ではすべて負担が生じ、2 割軽減においても、ちょうど軽減が切れるライン、所得 100 万円、103 万円に該当する世帯で、ちょうどゼロ改定に該当する状況です。3 人世帯でも同様に、5 割軽減のところで資産なし世帯において所得 50 万円から 82 万円の世帯については負担が生じる状況です。4 人、5 人、6 人、7 人世帯においても同様な状況でした。

試算 D - 1 です。所得割を 0.4%の引き上げです。均等割は 3,800 円を引き上げ、1 万 8,500 円としています。平等割は 2,500 円引き上げ、1 万 1,800 円。1 人世帯、資産なし、所得 68 万 1,000 円の世帯では 7,700 円の引き上げ額、率としては 16.2%。所得 300 万円世帯で 1 人世帯、資産なしで 1 万 6,900 円の引き上げ額、率で 10.1%です。

所得階層の改定率の関係は、まだこの段階で乖離は 6.1 ポイントの差が生じている状況です。

全体では、軽減世帯におけるマイナス改定となる部分につきましても、1 人世帯を例に見ますと、資産なしで所得 57 万 5,000 円から 68 万円の方については負担が生じるという状況です。2 人世帯では、資産なしについて 5 割軽減世帯ではすべて負担が生じ、2 割軽減では所得 82 万円の世帯から負担が生じるという状況です。3 人世帯については、資産なしの 5 割軽減該当世帯では負担が生じ、2 割軽減においても、所得 82 万 1,000 円、または 100 万円、この間の世帯を除いて負担が生じるようになります。4 人世帯においても同様な形で、4 人以降の世帯においては資産なしの世帯では、ほとんどの世帯で負担していただく状況になります。

試算 D - 2 です。こちらの設定については、所得割を 0.5 ポイント引き上げ、4.5%と設定しました。均等割、平等割については同額の引き上げとし、均等割 2,500 円引き上げ、1 万 7,200 円。平等割 2,500 円引き上げ、1 万 1,800 円と設定しています。1 人世帯、

資産なしの所得 68 万 1,000 円においては 6,700 円の引き上げ額となり、14.1%の改定率となります。所得 300 万円、1 人世帯、資産なしの世帯は 1 万 8,300 円の引き上げ額、10.9%の改定率となります。改定率の差は 3.2 ポイントです。

こちらの表をマイナス改定該当世帯という視点で見た場合は、2 人世帯の中でも 5 割軽減ラインで所得 57 万 5,000 円のところがプラマイゼロの改定に当たる状況で、3 人世帯でも 5 割軽減の一番最後、82 万円の所得の方で 500 円の負担、4 人世帯におきましても所得 100 万円から 106 万 5,000 円の間で 700 円から 1,000 円の負担をしていただく状況です。5 人以上の世帯においても、5 割軽減が切れるラインの少し上の所得の世帯から負担していただくという状況です。2 割軽減については、対象世帯すべてについてマイナス改定、新たな軽減を受けられる世帯ということで、このような結果になっています。

清水会長：

前回皆様方からの御意見を入れまして、試算 C - 1 から試算 C - 3、そして試算 D から 1、2 と、ちょうど真ん中をとっていただいて試算していただきました。

世帯状況分布を見せていただくと、資産なしという部分がすごく多いですね。

前川委員：

現状は、近隣 5 市というか、東村山とか清瀬というものの単純平均でいくと、例えば所得割というのは 3.89% ぐらい。5 つの市のあくまで単純平均ですけれども。それから、資産割は 11.45%。資産割も東村山はゼロだけれども小平市は 19.95% ということで結構ばらつきがあるのですけれどもね。押しなべてみると、小平市と西東京市は特殊な事情があるのですかね。小平市は所得割も 3.61 だし、ただ、資産割は 19.95 なのだけれども、ほかの均等割も当市と比べた場合、低く抑えられている。この辺は特に何か情報みたいなものはあるのですか。隣り近所の、多摩 6 都とか言われているところの。

事務局：

小平市は、西東京市より資産割が少し高い設定です。そのほかでは、資産割を早目に改定して低く抑えている市もあります。今回の改定の中で、小平市でも資産割を引き下げができないか検討を行うという話は聞いています。ただ、個々の市における料率ですが、その市の特殊性がどの程度あって、料率が決まっているかという細かいところまでは情報としてつかんでいません。

前川委員：

各市も今、同じようなことをやっているわけですよ。

事務局：

そうですね。私の知っている範囲では東村山市は、昨年大幅に見直しをかけ、資産割を

皆減しています。

前川委員：

ゼロになっていますよね。

事務局：

去年の改定で行ったという情報です。

平山委員：

他市のことを考えてしまうと、西東京市の均等割とか平等割が高いのか安いのかということになってしまうのではないかと、高いか安いのか、どの辺が高くて、どの辺が安いのかというのはわからないですけど、あと市の財政にもよって多少違うのでしょうかけれども、きょうの新しく試算を出していただいた中では、どれがいいと言われると、まだ思案中なのですけども。

資産割は当然 10%に落ち込むわけですから、それに対して平等割とか均等割と所得割もそうなのですが、大体他市と比べて高い、安いというのは多少あるのではないかなと思うのですが、それほど、前の資料を見ているのですが、均等割なども高くなっているし、ただ、そういうところは逆に言うと所得割が安かったりとか、そんな感じなので、どの辺が水準なんですかと言ったらおかしいのですが。

事務局：

この表の中でも応益割合を記載しています。応能・応益割合を 50 対 50、均衡にというのが、国が考えている理想です。それで従来は 45%から 55%の間の応益割合の保険者が軽減率の高いものを使える、7・5・2 を使えるという基準で設けていました。ですから、事務局としても将来、資産割を改定するに当たっては、現在の応益割合が 36.8%となっていますので、資産割を落とすことで応能の割合が落ち、その分を応益である平等割または均等割として賦課すれば、国が言っている 50%に近づくと考えていますが、現実的に、所得状況が、今回お示ししたように、300 万円の所得の中にほとんどの世帯が入っているのが西東京市の現状だと思います。ですから、所得割を低くできて、なおかつ応能部分で 5 割賦課できれば、所得割率は、所得の高い階層の多い方が加入していれば、所得割率を低く抑えられるということはありません。加入されている方の所得状況によっても、そのバランスというのは出てくると思います。

村田（秀）委員：

感想になるのですが、資産割ありの人が 36.3%。この人たちが今まで負担してきたということと、あと、西東京市は合併したということを考えますと、その効果というのも期待したかったわけなんですね。そういうのも、こういった保険料に跳ね返って、効果が期

待できればいいなというふうに思ったのですけれども。特に資産割の負担が大きいなという感じました。

清水会長：

資産割を低くすべきだというのはずっとこのところ協議会にかかっています、それを前提に考えていきましょうということで今までやってきたのですね。今回、それをメインにして試算していただきました。そういういきさつがございます。

澤田委員：

軽減対象世帯数が 46.7%、全世帯数に占める割合ですね。こういう点は、財政基盤が脆弱というか、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

事務局：

軽減世帯に 46.7%該当する状況です。所得割の率の関係もありますが、軽減対象の中にこれだけの加入者が含まれる状況ですから、賦課するにはなかなか難しい。実際に理屈の上で 50 対 50 を設定して、4 方式の中で率、額の設定は机上の上ではできますが、現実的にその額で加入者の方が保険料を納めていただけるのかという点も 1 つのポイントになるかと思います。ですから、現状で見れば、今 36.8%の応益割合ですので、これを国が言うように 50 対 50 に持っていくとなれば、かなりの部分で、応益部分である均等割なり平等割に賦課しなければいけなくなります。均等割、平等割を厚くするとすれば、全世帯に負担していただけるわけなのですが、西東京市の所得状況からするとかなり厳しい面があると思っています。

石田委員：

意見なのですが、7・5・2 割の軽減策を国が示したということは、低所得者層に負担をかけないという基本的なものがあると思うのです。その割に、国保の収入が落ちるのは明らかなので、その分をそれ以外の方が負担しろということが基本的にあるのではないかと思うのです。その都市の財政状況によって、高所得者が多ければ所得割は減らしてもいい。西東京市はどのくらいかわかりませんが、このままでいけば所得割を増やさざるを得ないということが結論ではないかと思うのです。

事務局：

今の御意見の中で、この表で試算してみると 7・5・2 割軽減によって、現行で負担している保険料よりもマイナスになる部分が出ていますが、これは軽減割合が拡大したことによるマイナスです。表の中で見ていただければ、均等割、平等割は引き上げを行っています。これは各世帯均一に引き上げが行われます。ただ、その引上額によって軽減を拡大した幅より小さい引き上げであることにより、このようなマイナスの改定

になる世帯が推計されるという状況です。マイナスしたことによって、その分を所得のある方に負担していただくということではないのです。先ほどの「医療分保険料 試算比較表」を見ていただきますと、現行料率での軽減額は1億4,897万9,790円、これは現行料率で賦課を行い、6・4割軽減をした場合の軽減額の総額です。それに比べて、試算Eを見ていただきますと、7・5・2割を適用し、改定率については上段のような改定を行ったとしても、2億2,430万6,920円の軽減が図られることとなります。そうすると、軽減の幅が7,532万7,130円となります。この増えた軽減部分については公費による負担となります。一般会計から法定内の基盤安定繰入金として繰り入れをするルールとなっています。この2億2,430万6,920円を繰り入れ、公費負担による軽減が図られるというふうに御理解をお願いします。

石田委員：

繰り入れるというのは、一般財源から。
国から来るということではないんですか。

事務局：

一般会計から、特別会計である国民健康保険に、ルールに基づいて2億2,430万6,920円が繰り入れられます。その財源としては、4分の3を、都を経由した、間接補助と言っているのですが、国が2分の1を持ち、4分の1を都が持つというルールで、4分の3は国と都の負担となり、残りの4分の1は市の一般会計の負担となります。そのような財源の構成となっています。

石田委員：

少なくとも市はある程度は出しているということですね。

清水会長：

ルールで、出さないわけにはいかないんだそうです。

石田委員：

だから、その分は負担がかかるということですね。ゼロではない。だから結局はそういうことを言っていると思うんですね。低所得者には負担をかけたくないということが基本だと思うのです。そういうことでもいいんですね。

事務局：

そうです。それもあって、応益割合を問わずに保険者が選択できるという扱いに改正を行うということになります。

植松委員：

試算 E が一番、所得割が高くはなっていますが、最近も協会けんぽは状況は違うかもしれないですけども、9%台という数字も出ていまして、それはもちろん、所得割だけで徴収するのと、こういういろいろな資産割等々あるのでは条件が違いますけれども、今後資産割が減少するとすれば、当然所得割なり均等割なりが増えてくるわけで、所得割が0.6%とか例えば大きい数字であっても、そういう方向に近づけていく方がいいのかなというのが感想です。

清水会長：

皆さんから聞いてまいりましたけれども、前回、試算 C、試算 D、試算 E というものの間ということで出していただきました。所得割を直していただいたのですね。所得割をいじることで均等割、平等割が動いたという形になっているのですが、いかがいたしましょうか。植松委員は試算 E が、所得割を上げろというところにほぼ近いのではないかという御意見でしたけれども、きょうの新聞を見たら、確かに協会けんぽというのは4月から9.何%アップというのが出ていて、私もびっくりしたのですけれどもね。

皆さんから御意見が出ており、そして事務局のお話もありましたように、国は50対50のところまで引き上げるべきだということを出しているそうですけれども、急に50対50というのはなかなか大変だろうと思いますので、少しずつそれに近づけていくということで今回考えた方がいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

石田委員：

50対50に近づけるのに徐々にという面で行くと、試算 E が確かにいいと思うのですね。余り変わらないということで、その点ではいいかもしれないのですが、今後、所得割をどんどん上げていかざるを得ないと思うのですね。そのときに、今回みたいに一気に上げるのか、徐々に上げるのかによって違うと思うのです。だから、所得割がないと低所得者の割合がかなり多くなってしまふことは確かですね。ですから、余り負担が大き過ぎるのはまずいと。ですから、試算 E まで行ってしまうのか、その前に抑えるのか、その辺の考え方だと思います。

清水会長：

そうすると、試算 E にほぼ近いのが試算 D - 1 と試算 D - 2 でしょうか。試算 D - 1 は試算 D と同じなのですが、均等割、平等割のところちょっといじっている。試算 D - 1 ですと、均等割は上がりますが、平等割は下がっているという状況なんですね。均等割、平等割は余り上げたくないというのは、前回申し上げたように、家族の多いところの人は御負担になるかなという思いもありますし、ちょうど子育て中というか、40代の人たちはお子さんの教育で御負担があると思いますので、その辺も考えてあげられたらいいのかなという思いもありますし、いかがいたしましょうか。

土方委員：

上げ幅というか、68万1,000円に関していえば、試算D-2が、14%ぐらい上がって、上げ幅としていいのかどうかというのはわからないのですが、全体的に見ると大体14から15~16%、上がっていますよね。そうすると、そのぐらいが上げ幅としてはパーセンテージ的には落ち着くのかなという感じはするのですけれども。それと、基本的には低所得者の率を上げないことというか、試算D-2の場合には300万円の所得の方が上げ幅としては低いですよね。だから、その辺の負担は少なくなってくるのかなという感じはします。ただ、4.5%というのが所得割で適切かどうかというのはちょっとわからないのですが、全体的なバランスとしてはこの辺がいいのかなと思います。

清水会長：

比較的、試算Eに近いところですよ。

いかがでしょうか。とにかく、示されたものというか、所得割を決めさせていただきませんと進みませんので、御意見がないようでしたら採決させていただいていいですか。何がいいとかというのを言っていたらありがたいのですけれども。

村田（秀）委員：

所得の4.4%の試算D-1です。

平山委員：

私は、一気に所得割を0.5、0.6上げるのであれば試算D-1がいいかなと思います。

村田（磐）委員：

この軽減額というのをもう一回確認したいのですが、一般財源から入れるということですよ。

事務局：

そうです。皆さん同じ率で計算は行います。行った賦課額に対して7割軽減の方は7割軽減し、3割が保険料として御本人負担という計算になります。軽減した部分については、一般会計から繰り入れができるということです。

村田（磐）委員：

その考え方からすると、私は試算Cか試算C-3がいいです。

清水会長：

所得割を4%に抑えるということですか。

村田（磐）委員：

そうですね。

前川委員：

私は、この案でいけば試算 C - 1 か試算 C - 2 ですね。

清水会長：

1 つに絞っていただけますか。

前川委員：

1 つに絞るとすると、試算 C - 2 ですかね。

土方委員：

負担を少なくとすれば、試算 D - 2 の方がいいかなと思います。

澤田委員：

まず所得割というお話があったので、所得割ということであれば、アップ率 10% で 4.4 ということであれば、試算 D と試算 D - 1 は同じ条件なのですが、均等割、平等割を、その次にどういう考え方をしたらよろしいのでしょうか。

事務局：

折衷案ということで前回御意見いただいたものですので、試算 D をもとに考えてみました。それで、試算 D - 1 としては、所得割はそのままにし、資産割も 10% そのままということにして、そうしたときに、お一人お一人にかかる均等割、世帯にかかる平等割という応益割合の扱いがあります。均等割は、この額を上げることによってお一人お一人同額がかかるという考えですので、世帯の人数の多い世帯にとっては、家族数に比例して改定幅が大きくなるということになります。平等割は 1 世帯に対して均等に賦課させていただくということです。そのような関係もございますので、試算 D については世帯数の多いところの軽減を考慮した中で 2,000 円の引き上げとしまして、平等割を 4,500 円ということとで算定をしているのですが、試算 D - 1 では、もう少し、お 1 人当たりの負担を考えていただくということで 3,800 円にしまして、そのかわり、世帯に対する割合については 2,000 円引き下げ、2,500 円ということとで設定をしています。

世帯として 3 万 3,000 世帯で負担いただくのか、お一人お一人、同じようにお医者さんにかかって医療給付を受けるという考えの中で均等割の方で見るとかという考えによって、この割合をどうするかというのも 1 つのポイントになります。

清水会長：

ということでお考えいただきたいと思うんです。人数が多いと、例えば試算 D - 1 ですと 1 万 8,500 円掛ける 4 人なら 4 人分というふうになるのですね。

澤田委員：

今、御説明いただいた線からいけば、試算 D - 2 なのでしょうけれども、所得割がちょっと気に入らない。

清水会長：

ああ、4.5%。

澤田委員：

そういうことがありますと、せっかく御努力をいただいたのですが、均等割は大人数の世帯では負担がかなりふえるということであれば、試算 D というのもよろしいのかなと。

石田委員：

結論からいけば試算 D - 2 がいいのではないのでしょうか。試算 C だと所得の低い方の負担率が高過ぎる。これは余り好ましくないのではないかと思います。試算 E はかなり所得格差ができるのですが、極端に上がり過ぎている。いずれ、西東京市の所得層から見ると、所得割は上げざるを得ないのではないかという気がいたしますので、試算 D - 2 がいいです。

植松委員：

私も試算 D - 2 か試算 E というところでちょっと悩んで、4%から 4.6%はちょっと大きいかないというイメージがあるのと、均等割と平等割は余り極端に上げたくないところから試算 D - 2 かなというところで考えています。

吉岡委員：

私は均等割をなるべくなら少ないようにということで、試算 D - 2。

松川会長代行：

私も試算 D - 2 ですな。

清水会長：

私も採決に入れますので、試算 D - 2 がいいかなと考えております。

さて、いかがいたしましょうか。1、1、1、2、5 になっているのですけれども、多数決ということにとらせていただいてもいいのでしょうか。大体試算 D がもとで、試算 D - 1 と試

算 D - 2 が計算されたのですが試算 C とお答えになったお二方はいかがでしょうか。

村田（磐）委員：

私は多数決で結構です。

前川委員：

多数決でいいです。

清水会長：

それでは、試算 D - 2 ということで決めさせていただきますので。それでは、税率の改正ということで、これを出させていただきますが、そうしましたら、今度は付帯事項について検討させていただいていいですか。それとも、試算 D - 2 について確認しましょうか。

事務局：

採決ということですか。

清水会長：

皆さん、試算 D - 2 が多かったので、多数決でいいですという声だったので、もう一回、はっきりとやりますか。

それでは試算 D - 2 ということで多数の御意見だったのですが、改めて採決させていただきます。試算 D - 2 でよろしいと思う方は挙手を願いたいと思います。

賛成者挙手

清水会長：

9 ですね。ありがとうございました。

事務局：

試算 D - 2 案をもちまして答申書を作成させていただくこととなります。それで、原案なのですが、このような形の答申になりますということで配らせていただきます。

清水会長：

答申の形ということで今配っていただきますので、そこに試算 D - 2 の数字を入れさせていただきます。

答申書案配付

清水会長：

こういう形で毎回答申をさせていただいているのですが、付帯意見というところで載っていますのは、前々回に見直しを迫られたときにつけた付帯事項です。参考に載せていますので、これにつけ加えたりしたいと思いますので御意見をちょうだいしたいと思います。

前回でしたか、抜本的な見直しをぜひ国にさせていただきたいという声が皆様方から出ていましたので、その部分をどこかに入れたいと思っていますので、3番の国、東京都へ補助金の増額を要望すべきであるというところを、増額と抜本的な見直しをぜひ国、都へ要望してくださいということをつけ加えたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

平山委員：

今回、資産割が軽減されたということはありますけれども、まだ、ゼロにはいかない、2方式には至っていないわけですから、これからの課題としては2方式に変えていくべきではないかなという意見と、財源とかそういう問題でいろいろ大変なので、今言われたとおり、3番のところでは会長が言われたようなものを入れていった方がいいのではないかと思いますけれども。

石田委員：

会長が言ったのはいいと思いますけれども、もう1点、国民健康保険のもととなる財源は後期高齢者の支援金というものがあって、そちらに特定健診をある程度の率、受けないと、罰則を払わなければいけない。それはもう2~3年後には来ると思うので、国民保険の特定健診の受診率を上げると、それは市と被保険者もすべて一致して上げていただきたい。それはすなわち1次予防にもつながると思うので、ゆくゆくは医療費の削減になる。国民健康保険の料率を考える上で重要だと思います。現在の受診率は40%ぐらいなので、65%ないと罰則が出るという規定がありますので、それはぜひ、市と被保険者一丸となってやっていただきたい。それを入れていただければ幸いです。

清水会長：

特定健診の受診率アップに向けての方策というか、対策、その辺も入れてほしいということです。

植松委員：

抜本の見直しというのは、例えば社保・国保一元化とか、そういったような思い切った一元化なのかというのを疑問に思ったのですが。

石田委員：

一元化しないと抜本的にならないということでしょう。あと、後期医療制度も変えないと抜本改正にはならない。それは国レベルの話です。

清水会長：

でも、それも入れた方がいいでしょう。この前からずっと出ています。

石田委員：

それをやらない限りはパンクすると思いますので。

村田（磐）委員：

もう少し、保険料の現状について広報を活発にしてほしいですね。私もそうですけれども、市民はよくわからないところが結構ありますよね。何かその辺のところをみんなが考えるような対策をとっていただかないと、抜本的と言っても、もとがよくわからなければどうしようもないですから。国に要望する前に市としてどうなのかという、その辺の現状をもう少し広報してほしいですね。文章的にはちょっとわからないのですけれども、ここに入るかどうかは知らないですけれども。

前川委員：

私は、この協議会の3、4回のあれを見ていて、資料内容というのが明確ではない点が多過ぎるのですよね。要するに国民健康保険の事業、私が民間の事業で経営なり運営に携わったり、あるいは大学病院の事務長をやってきた経験に則しても、明らかに内容がわからない、何がわからないかということ、例えば歳出の分析がなされていない。歳出の分析というのは、例えば医療費とか療養費の分析が全くなされていない。何にかかったのだという具体的な内容がない。これは例えば今、厚労省などの諮問機関がやっているように、診断明細書を出させるとかというようなことになってくれば、かなり市民一人一人の意識というのは高揚してくるかもわからないけれども、それ以前に、この事業をやっていくということになれば、少なくとも歳出の分析というものをもっと真摯にとらえてやっていかないと、一体どういったものの検証を加えて疾病の内訳だとか、負担階層別、あるいは年代別での経費の使用状況とか、そういったことを把握することによって、医療費の増大の歯止め策はつくれないものかどうかとか、再三言っているように、出ていくものもよくコントロールして制御していかないと、「増えましたね、増えていきますね。財政は窮迫しているから保険料を値上げしますね」というような議論だけやっているわけですよ。これはおかしいでしょうということなんですよね。事業としての形態をなしていない。出ていくものの内容がわからなくて、単につじつま合わせだけやっているということをやってはいけなだろうということを踏まえて、まず歳出の分析、なかんずく医療費、療養費の具体的な内容を検証して、歳出の増大の原因を把握してほしいということが1つです。

それから、歳入の分析というのもあわせてやってもらいたいのは、例えば資産負担ということで、資産負担の割合というのは、きょうは数字が出てきましたけれども、この中身がわからないのですよね。要するに、生産農地における負担が大きいのか、あるいは

は商工会における営業資産における償却資産の負担で増大になっているのか、あるいはサラリーマン世帯の戸建て、マンションにおける資産税における格差というのが出てきているはずなんです。だから、生産農地と一般の民家の戸建ての資産税というのはかなり違いますよね。この辺でどういった形で負担がなっているのかということも、本来なら資料が出てきて、これはいびつだねと。しかも、これだけ少ない人間に対して負わせているのはおかしいから、これを軽減しましょうということになるのだけれども、中身がなくて、単に多い多いと言っていて、15を10にしますという議論というのはなんじゃいなという話ですよ。事業形態としてはあり得ない。そんなことで企業なんて経営できないでしょう、運営もできない。それは市も一緒だと思うのですよね。その辺のところの歳入の分析というものを進めていってほしいと思います。

市長に対して言いたいことは、今言った2つのことです。歳出の分析、歳入の分析、中身をきちんと出してくれと。そういうものを出して初めて議論が始まるのであって、それは全然見ていませんでしたよと。ところが計算してみたら、これだけ不足するのだから、それについて財政はもう援助できません、だから保険料を上げるのはやむを得ませんよというところでスタートしているわけです。通常の企業だと、本来はそこでもう前へ進まなくなるんだけどね。というところを何らかの形でここにうたい込んでもらうか、あるいは別表で市長の方には伝えてもらいたいと思います。中身なくして議論してきたのですよ。

事務局：

前川委員の言われるとおり、細かな分析までは確かにしていません。市の国保として、次のステップで医療費の中でどういう病気があって、どういう削減ができるのだというのが、市の国保のコントロールでどれだけできるというアイデアはお持ちですか。

前川委員：

例えばきのうの新聞にも出ていたのだけれども、診療明細書を厚労省の諮問機関の方で今議論しているでしょう。全患者への無料発行をすべての病院や診療所に義務づける。これは何を言っているかと言ったら、診療明細書の中で初診料とか再診料とか入院とか検査とか画像診断とか投薬とか、そういった内容そのものの明細が全部わかるようにしている。スーパーで買い物したら、人参が幾らで大根が幾らだと。ところが、今の内容だと、その内容がわからないわけです。ぼーんと医療費がかかりますよという議論だけして、それは何を求めているかということ、1つは、検査とか診療内容を詳細に把握することによって、患者一人一人が少なくともコスト意識を持つ。医療費というのはコストなんだと。我々、患者としての立場からいけば費用なんです、コスト。先生方は違いますよ。これはインカムで、収入、収益なんです。だから二律背反の性格を持っている。収入として我々は見るとはなくて、医療費というのはあくまでもコストだし、そのコストを負担しているのは市民なんだと。そのコスト意識というのが非常に乏しいんですね。苦しいときに助けても

らったとかいう気持ち強い。あるいは「医は仁術」なんてことを言われてきたから、それはそうだと思ってきているということで、非常に意識が低い。だから、こういった明細表を出すことによって、あるいは市の方が調べてもらって内容を出してもらうことによって、そういうような意識を、今すぐにやれることは市民一人一人に意識を持ってもらう、コスト意識を持ってもらうということですよ。ここに書いてあるのは不正請求ができないことが書いてあるけれども、そういったことを含めていけば、医療費のむだを抑えることはできるのではないかとということです。

事務局：

被保険者の方が、自分がかかる医療費自体に意識を持っていただいて、それが保険料になって自分に返ってくる、負担をしなければいけないという、コスト意識ですよ。そこを私も PR して何とか高めていただくとありがたいなと考えているところです。

医療費の通知というのは、ちょうど年齢が上がる、コスト的にもかかる年代に入られるところの方を対象に、9月の医療費についてどこの医院さんにかかれて、幾らかかっていますよという通知を国保でも実際に行っています。「医療費通知」と言っているのですけれども、その反応が、逆にこれだけかかっているから、かかるとはいけないのという逆反応の方の問い合わせで困ってしまうのです。

前川委員：

ぼんと自宅に送ってこられた内容を見させてもらったら、ドキッとするような感じですよ。要するに、これだけ病院にかかったんだよということなんだよね。診療明細書などに書いてあることはそういうことではないんだよね。私が言っていることはそういった意味ではなくて、全体でどのような病気で、例えば西東京市の中で、どういう傾向で病気になっている人が多いですよとか、けがが多いですよとか、年代とかそういったことを調べていくことによって、それが、あれがぼんと郵送されてきて、「あなたは、この半年間に幾らかかりましたよ」とか言われたら、それはびっくりしますよ。あれは精神的によくないね。私はそういうことを言っているのではない。

事務局：

石田委員が言われた中で、医療費削減に向かうには、分析もあればありがたいのですが、特定健診が医療保険者として義務化されていると。それをやることによって糖尿病を初め高脂血症とか高血圧病の方が今増えていますので、保健指導することによって将来重い病気にならない、その手前で生活習慣を改善することによって防げるのだというのがあって医療保険者には義務化されていますから、加入している方には受けていただいて、該当した場合には保健指導を受けていただき医療費削減をという意味合いなので。

前川委員：

わかるんだけど、でも、その土台になっているのは現状分析がなされてきて初めての話なんだよね。それがなされていないところが摩訶不思議なんですよ。現状はどういう病気になって、どういう分布になっているのかということがわからずに、そういった健診だけを進めていって本当にいいのかどうか。それは非常に極端というか、失礼な言い方をすれば当てずっぽうでこんな健診をやっていましたよ。当たればよかったねと。しかし、ひょっとしたら、健診のやり方がずれているかもわからない。だから、そういった意味で現状は何も、病状の状態、分布図がわからずに、この健診だけぼんとやっていますというのはちょっと乱暴な感じがするのです。

事務局：

国が分析をした中で医療保険者に義務化していますから。

石田委員：

確かに、健診が妥当かどうかというのは全くわからずやっているのは厚生労働省だと思うのですね。それは特定健診だって、エビデンスがあってやっているわけではないのですね。あれでやれば糖尿病の初期で見つけて医療費は削減できるという目安のもとでやっているだけで、決してエビデンスなどないですよ。それはだけど国が指導してそれでやれという命令が来ているわけです。

前川委員：

言っているのは、市として、国民健康保険の事業者なのだから、一番の元締め、この運営協議会が事業をしているわけではないので、事業者でやっているのだから事業者がね。

石田委員：

市でやるにはちょっと大き過ぎるのではないですか。

前川委員：

それはそうだけでも、市として調べるべきところ、例えば私がそちらの立場に立ったら、今言ったようなことはわからずに計画をつくり上げること自体、極めて困難だと思いますよね。例えば通常の事業計画を組むときに、原因が何もわからないで、ただ単に支出と収入を見て足りないから、それはどこから調達してくる。銀行から借り入れだけしてくればいいのだと。しかし、常に経常赤字だと。赤字がずっと底積みになっているという状態になっているというのは、過去はともかくとして、これから先はそういったことを推し進めていって、事業としてやるのなら原因の中の手当てをやっていく必要があるのではないか。単にそういった事業性は要らないのだというのなら独立採算制ということも外してもらわなければいけないという形になっちゃいますけれどもね。そうではないということであれば、その辺のところは少なくともやっておいてもらいたい。

清水会長：

それでは、ちょっと戻させていただきます。答申の付帯事項は、今回、案は無理でしょうから、つくっていただいて、運営協議会をもう一回開きますか。

事務局：

何を載せますか。今御意見はいただいたのですが。

清水会長：

この3つにプラスして、「抜本的」を申し上げたら、「抜本的」ということについて植松委員から曖昧模煇な表現かもしれません。何かいいあれがあったら。毎回出ていましたからね。国保についてか、あるいは保険制度の抜本的ですよ。

松川会長代行：

保険制度の抜本の見直しですね。

清水会長：

あと、特定健診の受診率のアップですよ。

松川会長代行：

それを入れて4つになりますかね。

植松委員：

それが医療費の削減につながるはずだという前提で。

松川会長代行：

将来的にね。

清水会長：

ということでいいですか。前川委員がおっしゃったことについては、答申はちょっと別かなと思いますので、希望として書面にするなら書面にして市長に渡すとか、あるいは市長と直接話をするとか、お話を聞いていると、西東京市ではどうにもならないかなと思うのですが、事務的な部分も出てきていたので、事務的な部分では事務局ができる部分もあったかもしれないので、その辺は別のものにしたいと思います。

事務局：

まとめさせていただきます。3番の「東京都への補助金の増額」の後に、「および保険制

度の抜本的な見直しを要望すべきである」というふうにするのと、4番として起こして、「特定健診の受診率を向上させること」でよろしいですか。

清水会長：

もうちょっと入れた方がいいですか。

松川会長代行：

将来的に医療費の削減につながる。

清水会長：

医療費の削減につなげるためにと。

事務局：

「医療費の削減につなげるためにも、特定健診の受診率を向上させること」でよろしいですか。

事務局：

どうでしょうか、その続きで、「早期発見・早期治療につなげる」という形で。

清水会長：

できますか。

事務局：

少し時間をいただいて、文書にてお持ちします。

清水会長：

それでは、10分ぐらい休憩させていただきます。

午後 8 時 30 分 休憩

午後 8 時 47 分 再開

事務局：

答申案を読ませていただきます。

諮問第 2 号に対する答申書（案）

平成 21 年 12 月 22 日付で諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記

のとおり答申いたします。

記

諮問事項

平成 22 年度 国民健康保険料の見直し

答申事項

1 保険料率など

(1) 基礎賦課額の所得割

100 分の 4.00 から 100 分の 4.50

(2) 基礎賦課額の資産割

100 分の 15 から 100 分の 10

(3) 基礎賦課額の被保険者均等割

14,700 円から 17,200 円

(4) 基礎賦課額の世帯平等割

特定世帯以外の世帯 9,300 円から 11,800 円

特定世帯 4,650 円から 5,900 円

(5) 基礎賦課額の賦課限度額

44 万円から 47 万円

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在 4 方式を採用しているが、資産割、応能・応益割合のあり方について引き続き調査・検討し、将来的に見直しを図る必要がある。
- 2 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 3 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額および保険制度の抜本的な見直しを要望すべきである。
- 4 特定健康診査により早期発見・早期治療で医療費削減を図るため、受診率を向上させること。

以上です。

答申事項の 1、保険料率の(4)で、先ほどの世帯平等割について 1 万 1,800 円とさせていただきます。この 2 行目のところで、特定世帯 4,650 円から 5,900 円という記載をしています。この特定世帯というのは、国民健康保険に御夫婦で加入されているようなケースです。だんな様が 75 歳になりますと後期高齢者医療制度に移行されます。そのことにより、国保に残られた奥様に対しての平等割を半額にするという規定を各市で条例化し

ていて、西東京市も同じ扱いを行っています。その関係で、半額である4,650円から5,900円ということで記載をしています。

答申事項については以上ですが、先ほど事務局の説明の中で一部訂正をさせていただきたいところが出ましたのでお願いいたします。「世帯分布状況」の表です。こちらについて、7割軽減世帯数を1万2,003、5割軽減世帯数を743、2割軽減世帯数を2,629、合わせて1万5,375世帯と説明をさせていただいています。この分布図においても各階層に世帯人数を掲載していますが、33万円の世帯の方を見ていただきますと1万2,000世帯ほどあるのですが、実際には未申告の方もいらっしゃいます。その未申告の世帯につきましては、収入があるのかどうか分からないということがあります。未申告世帯について、この33万円の世帯の中を含めさせていただいて掲載していますが、その方の所得状況がわからない状況では軽減をかけることができません。したがって、4,500世帯ほどはこの1万2,000の中で軽減を受けられない世帯があるということになります。トータル1万5,375というようなお話をさせていただいておりますが、このうち4,500ぐらいは対象にならない世帯があるということをお承知のほどお願いいたします。

清水会長：

それでは、この案でよろしいでしょうか。文言を見ていただくなりしていただきたいと思えます。これでよろしければ、答申書として市長にお渡ししようと思えます。

市長に手渡したいと思うのですが、きょうは市長がいらっしゃらないということで、以前も市長の都合がつかないときがありまして、会長と副会長で市長室でお渡ししたということもございます。来週、皆様御都合のいい日があれば、市長の都合と合えば、市長にここでお渡しするのもいいのかなと思えますけれども、いかがいたしましょうか。

市長に答申書交付の日にちを協議

事務局：

それでは、会長と会長代行の松川委員の御都合と市長の都合があると思えますので、なかなか来週すぐということにはならないと思えますので調整させていただいて、御通知する時間があれば、皆さんにもぜひ御参加いただけるような形で通知を差し上げますので、ぜひ、お時間の都合のつく方は一緒に御参加いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

清水会長：

ということですので、お声がかかりましたらよろしくどうぞお願いいたします。

本当に長時間ありがとうございました。

4. 閉会

清水会長：

それでは、閉会します。